

外国人技能実習生が来られなくなった場合

不足人員に該当する技能実習生の以下①～④の書類の提出が必要です。
なお、③、④については1部でかまいません。

受け入れる技能実習生が
確定しているが入国でき
ていない

※昨年以前から引き続き
入国できていない場合も
含みます



<必要な書類>

- ①技能実習計画認定通知書（別記様式第2号）
- ②技能実習計画（別記様式第1号第2面の全て）又は雇用契約書（参考様式第1-14号等）
- ③監理団体へ支払い予定の監理費の月額が分かるもの（指定様式はありません）
→例：過去に受け入れた際の契約書、見積書、請求書、領収書、監理団体の配布する料金表等
- ④昨年以前から引き続き入国できていない場合は、入国できていないことが分かるもの（指定様式はありません）
→例：監理団体からの通知等

受け入れの申し込みを行っているが、受け入れる者が決まってい
ない



<必要な書類>

- 過去に受け入れた技能実習生の①、②の書類を提出してください。
- ①技能実習計画認定通知書（別記様式第2号）
 - ②技能実習計画（別記様式第1号第2面の全て）又は雇用契約書（参考様式第1-14号等）
 - ③監理団体へ支払い予定の監理費の月額が分かるもの（指定様式はありません）
→例：過去に受け入れた際の契約書、見積書、請求書、領収書、監理団体の配布する料金表等
 - ④申し込みを行ったことが分かる書類（指定様式はありません）
→例：監理団体等へ提出した申込書

※①、②については、文字にリンクが貼ってありますのでそちらを参考にして該当書類を提出してください